

# 令和3年度 第1回 保倉区地域協議会

## 次 第

日時：令和3年5月25日（火）午後6時～

会場：保倉地区公民館 研修室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### 【協議事項】

・令和3年度地域活動支援事業について

①提案者による提案説明、質疑応答（事業費20万円以上の事業）

| 提案<br>No. | 事業名                     | 予定時刻        |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 6         | 直江津東地域学校教育・家庭教育支援事業     | 18:10～18:15 |
| 8         | 直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業 | 18:15～18:20 |
| 9         | 保倉地区スポーツ交流推進事業          | 18:20～18:25 |
| 10        | 直江津東中学校野球部練習環境整備事業      | 18:25～18:30 |
| 5         | 青野池周辺整備（遊歩道復元）事業        | 18:30～18:35 |
| 2         | 保倉環境美化事業                | 18:35～18:40 |
| 3         | 保倉地区安全・安心な地域づくり事業       | 18:40～18:45 |
| 1         | 地域の防災力向上事業              | 18:45～18:50 |
| 7         | 保倉地区災害・緊急時の警備等推進事業      | 18:50～18:55 |

②委員協議・採決

### 4 その他

### 5 閉 会

## 令和3年度 保倉区地域活動支援事業提案書受付一覧(担当課所見あり)

| 提案No.      | 事業の名称                   | 団体等の名称         | 複数に提案している場合  | 事業費等(単位:千円) |       | 事業内容の概要   | 担当課所見    |      |  |
|------------|-------------------------|----------------|--------------|-------------|-------|---|----------|------|--|
|            |                         |                |              | 事業費         | 補助希望額 |   | 担当課      | 所見   | 特記事項   |
| 1          | 地域の防災力向上事業              | 保倉まちづくり振興会     |              | 1,558       | 1,557 | 災害時や緊急時に対応するため、町内会館等にAEDを設置する。また、住民がAEDを取り扱えるよう、該当町内会の防災訓練にて、AEDの取扱い訓練を行い、災害時や緊急時に備える。              | 市民安全課    | 課題なし | ・設置後はいつでも使えるように日常点検が必要となります。そのため、点検責任者を選任して点検計画を作成し、緊急時に備えてください。   |
|            |                         |                |              |             |       |   | 健康づくり推進課 | 課題なし |  |
| 2          | 保倉地区環境美化事業              | 保倉まちづくり振興会     |              | 329         | 328   | 地域の景観向上を図るため、花苗を地区町内会に配布し、花壇等に植栽することを通じて花に親しむとともに、地域の交流を促進する。                                       | なし       |      |  |
| 3          | 保倉地区安全・安心な地域づくり事業       | 保倉まちづくり振興会     |              | 1,747       | 1,746 | 冬期間の緊急時に備えるため、保倉地区内の防火水槽のマンホール箇所に「囲い施設」を設置し、安心・安全なまちづくりを目指す。  | 危機管理課    | 課題なし | ・消火活動に支障のないよう、実施日、施工内容及び管理方法など地元消防団と十分に協議したうえで設置してください。  |
| 4          | 青野「剣の舞」復活事業             | 青野芸能保存会        |              | 83          | 82    | 青野地区の郷土芸能「剣の舞」を復活させるため、講話や練習風景等の記録や地域の子供たちへの伝承など継承・保存活動を行う。   | 総務管理課    | 課題あり | 事業内容について、政教分離の観点から宗教目的ではなく、地域文化の伝承等の事業であるかどうか事務局にて精査すること。  |
|            |                         |                |              |             |       |   | 文化行政課    | 課題なし |  |
| 5          | 青野池周辺整備(遊歩道復元)事業        | 大字青野           |              | 1,000       | 1,000 | 地域資産「青野池」の景観向上と来訪者の安全確保のため、風波により浸食された遊歩道を盛土・整形復元する。   | 農林水産整備   | 課題あり | ・事業実施に先立って、ため池管理者である関川水系土地改良区と協議願います。  |
| 6          | 直江津東地域学校教育・家庭教育支援事業     | 直江津東地域学園運営協議会  | 有田区北諏訪区      | 458         | 22    | 直江津東中学校区の学校教育及び家庭教育の一層の充実を図るため、「教育要覧」「教育ハンドブック」を発行し、各家庭等に配布する。                                      | 学校教育課    | 課題なし | ・事業の実施に当たっては、学校と十分に連携してください。   |
| 7          | 保倉地区災害・緊急時の警備等推進事業      | 保倉まちづくり振興会     |              | 561         | 561   | 災害時や緊急時における地域住民の安全と安心を推進するため、モーターサイレンを更新する。   | 危機管理課    | 課題なし | ・当市では、災害等の緊急情報をお知らせするため、防災行政無線の屋外拡声子局を設置しています。この屋外拡声子局は町内会でも緊急放送等を行えるよう、操作ボックスのカギを貸与しているところがあります。設置を予定されている消防器具置場付近にも屋外拡声子局が設置されていますので、この施設の使用も検討してください。 |
| 8          | 直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業 | 直江津東地域学園運営協議会  | 有田区北諏訪区      | 3,626       | 330   | 小・中学生の自立や、若手リーダーの育成等を地域全体で支援するために、地域の企業や中学校の卒業生、地域住民の協力を得て、仲間づくり活動や講演会の開催、立志式等を実施する。                | 学校教育課    | 課題なし | ・事業の実施に当たっては、学校と十分に連携するとともに、児童生徒の安全に配慮してください。  |
| 9          | 保倉地区スポーツ交流推進事業          | 保倉バレーボール愛好会    |              | 430         | 430   | バレーボールを通じた世代間交流及び健康増進を図るため、競技に必要な備品を整備し練習環境を整える。  | 教育総務課    | 課題なし | ・備品の適正管理の観点から、明確な表示等により事業主体備品と学校備品との区分け管理が適正に行えるのであれば、備品の購入に支障はありません。ただし、事業主体備品の修繕・メンテナンス費用は、事業主体から負担いただくこととなります。  |
|            |                         |                |              |             |       |   | スポーツ推進課  | 課題あり |  |
| 10         | 直江津東中学校野球部練習環境整備事業      | 直江津東中学校野球部保護者会 | 有田区北諏訪区      | 674         | 33    | 安心安全な部活動となるよう生徒と保護者が共同でグラウンド整備を行うとともに、効果的な技術力の向上が期待できるピッチングマシンを整備し、地域内の幼年野球チームも活用することで地域のスポーツ振興を図る。 | 教育総務課    | 課題なし | ・備品の適正管理の観点から、明確な表示等により事業主体備品と学校備品との区分け管理が適正に行えるのであれば、備品の購入に支障はありません。ただし、事業主体備品の修繕・メンテナンス費用は、事業主体から負担いただくこととなります。  |
| 配分額(単位:千円) | 5,100                   | 差引             | (残額)<br>-989 | 10,466      | 6,089 |   |          |      |  |